



認定 NPO 法人

日本システム監査人協会報

2024年10月号

No.283

No.283 (2024年10月号) <9月25日発行>

今月号の注目情報

システム監査基準テーマ別ガイドライン「リスク・アプローチによる IT マネジメントを対象とした監査計画の策定方法に関するガイドライン (案)」のパブコメ募集が開始されています。

<https://gl.systemkansa.org/pubcomeT>



巻頭言

『デジタルガバナンス・コード 3.0 へのアップデート』

会員番号 : 608 三谷 慶一郎 (副会長)

「デジタルガバナンス・コード」は、企業価値向上に向けて DX を推進していくために、経営者が実践すべき事柄について経済産業省がとりまとめたものだ。これを活用し、経営者がステークホルダー（顧客、投資家、人材等）と積極的に DX に関する対話を行うことで、資金や人材、ビジネス機会が集まる環境を整備していくことを目指している。

コードは、「経営ビジョン・ビジネスモデルの策定」「DX 戦略の策定」「DX 戦略の推進」「成果指標の設定・DX 戦略の見直し」「ステークホルダーとの対話」の5つの柱から構成されている。それぞれの柱に示されている「基本的事項」が、「DX 認定」を取得するための条件となっており、「望ましい方向性」で述べられていることが、よりハイレベルの「DX 銘柄」や「DX セレクション」の認定に活用されている。

コードの内容を「おおむね二年ごとに再検討し、必要に応じて更新する」ことが、情報処理促進法において定められているのも興味深い。法律を読むと「システムの利用状況とデジタル技術の動向を勘案するため」と書かれているが、確かに昨今の目まぐるしい環境変化を考えると、アップデートを前提としてルールを作っていくことは必要不可欠に思える。

2024 年は更新検討の対象年度にあたり、検討会には私も委員のひとりとして参加させていただいた。今回更新されたのは大きく3点。①企業におけるデータ活用や、企業間等におけるデータ連携の重要性の強調。②デジタル人材の育成・確保について、デジタルスキル標準を参照したスキル可視化や、経営層・管理職の意識改革、キャリア形成支援等の重要性への言及。③高度化・複雑化しつつあるサイバーセキュリティリスクに関する、第三者監査やサプライチェーン保護に向けた対策等の強調である。いずれも、昨今 DX 推進において注目を集めているポイントであり、うまく取り入れられたと思う。パブリックコメントを経て秋には正式に「デジタルガバナンス・コード 3.0」が公開される。ぜひご一読いただきたい。

各行から Ctrl キー+クリックで
該当記事にジャンプできます。

<目次>

○ 巻頭言	1
【『デジタルガバナンス・コード 3.0 へのアップデート』】	
1. めだか	3
【時代が求めるシステム監査（日本の歴史をよみなおす）】	
2. 投稿	4
【投稿】基礎自治体本庁舎建替にともなう業務継続とリスクシナリオに基づく対処を提言	
【コラム】システム監査のための会計・法律・数学・理科・教育課程再入門（10）	
3. 本部報告	15
【第 290 回月例研究会：講演録】テーマ：「個人情報保護法の基本」	
4. 支部報告	17
【北信越支部】2024 年度新潟県例会/9 月リモート例会報告	
5. 注目情報	20
【AISI・IPA】「AI セーフティに関する評価観点ガイドを公開」（2024/9/18）	
【SAAJ】「システム監査・管理ガイドライン意見募集案件」（2024/9/16）	
6. セミナー開催案内	21
【協会主催イベント・セミナーのご案内】	
7. 協会からのお知らせ	22
【2024 年度秋期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集】	
【新たに会員になられた方々へ】	
【協会行事一覧】	
8. 会報編集部からのお知らせ	26

めだか 【 時代が求めるシステム監査（日本の歴史をよみなおす） 】

「時代が求めるシステム監査」を考える。時代が求めるとは、大きくは、気候変動、地震・津波、戦争、ウイルスによるパンデミック、人口変動、等々により求められものである。生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代にシステム監査やシステム監査人に求められているものは何かを考える。



さて、資料「日本の歴史をよみなおす」によると次のようなことが書かれている。“われわれの原体験につながる社会はどこまでさかのぼれるかという、だいたい室町時代までさかのぼれる。ほぼ十四世紀に南北朝の動乱という大きな変動があるが、それを経たあと、それ以前の十三世紀以前の段階とでは、非常に大きなちがいがあある。現在の転換期と同じような大きな転換が、南北朝動乱期、十四世紀におこったと考えられる。”ということである。

われわれの生活のいちばん根本になる日常生活の営まれる場所、村や町について考えてみる。村はまず農村であり、町は、津、泊など、手工業者、商人、金融業者、芸能者らが集まり船の交通ネットワークなどで繋がっていた。文字は万葉仮名という形で出発したが漢字と平仮名と片仮名という三種類の文字を日常的に使っていた。その普及の主力が平仮名だった。日本人の識字率を考えてみると平均して40%くらいまでは字を識っていたといわれている。村や町の成立と文字の普及は不可分の関係にあり、村にしても町にしても多くの人びとが文字や数字を駆使していたと考えられる。文字を通じて遠い都や、他所の町などと繋がっていた。また鎌倉新仏教は時代に求められる社会的な役割を果たしていた。

十三世紀の後半から十四世紀にかけて日本の社会に金属貨幣が本格的に流通しはじめた。平清盛が日宋貿易に力を入れ宋の通貨が本格的に流入するようになったのである。それまでは、交換手段として流通していた絹や米が金属貨幣に代わっていくことになる。十三世紀後半ごろから、土地にたいする租税だけでなく商工業者にたいする課税を支配者も意識的にやり始めた。後醍醐天皇は商工業者に全面的に依存した王権を構築しようとしたし、足利幕府はそれをより一層すすめた。戦国時代や安土桃山時代を経て、徳川幕府は原則を「土農工商」とした。そして明治維新、太平洋戦争と移り変わってきた。

現在の転換期の主題は人口変動である。生産年齢人口の減少に対応して、対策を講じ、かつ生成 AI などの技術革新などにより、この転換期を乗り越えることを目指すべきであろう。この時々刻々と変化する時代が求める根本的なものはなにか、システム監査が求められるもの、すなわち正しさを考え、さまざまな出来事と自らの役割に対してあらためて考えてみる必要がある。(空心菜)

資料：「日本の歴史をよみなおす」網野義彦 著 ちくま学芸文庫

(このコラム文書は、投稿者の個人的な意見表明であり、SAAJ の見解ではありません。)

<目次>

【投稿】 基礎自治体本庁舎建替にともなう業務継続とリスクシナリオに基づく対処を提言

会員番号 0436 大石正人

台風シーズン入りを前にした 2024 年 8 月は、近年でも災害が多かった月として記憶されそうです。東北各地に災害をもたらした台風 5 号 (8 月 8-20 日)、東日本をかすめた 7 号(8 月 13-31 日)に続き、台風第 10 号 (気象庁の呼称) は、ジョギング並みのスローペースで、九州、四国、紀伊半島から東海北陸へと、8 月終わりの日本列島のサマーシーズンを翻弄しつづけました。

台風の日本列島接近個数だけでみると、過去にももっと多かった年はあるのですが、2024 年 8 月は言うまでもなく、2024 年 8 月 8 日 16 時 43 分頃に日向灘を震源域とするマグニチュード 7.1 の地震が起き、その後同日 19 時過ぎに「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」が発せられ、巨大地震の発生可能性が通常より高まった、として、お盆休みを挟んで 1 週間程度は「臨時情報 (巨大地震注意)」の呼びかけ (注) に注意しながら、通常の社会経済活動を継続してほしい」とされたことです。

(注) 2024 年 8 月 8 日「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意) について・気象庁」「この地震と南海トラフ地震との関連性について検討した結果、南海トラフ地震の想定震源域では、大規模地震の発生可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると考えられます。今後の政府や自治体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとってください。」<https://www.jma.go.jp/jma/press/2408/08e/202408081945.html>

しかも、折も折、翌 8 月 9 日 19 時 57 分頃、神奈川県西部で地震(マグニチュード 5.3) が起き、関連性が疑われるに至りました。結果的には関連性は否定されたのですが、神奈川県西部が、かねてから頻発する茨城から千葉と併せて、地震発生域になったことも注目したいと思います。

結局 8 月は夏季休暇期間 (ハイシーズンと呼ばれる観光界のかき入れ時) だというのに、移動に支障は生じたり、急遽南海トラフ地震発生に備えた対応を迫られたり (やや過剰な反応とみられる事例もありました)、気の抜けない 1 か月になってしまいました。

事業継続を脅かす天災のうち地震については、地殻構造上震源域となるプレート周辺や、断層帯の存在から、「日本中どこにも地震に対する安全な場所はない」(政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会の平田直委員長のマスコミインタビュー) とされてきました。しかし、2024 年 1 月元旦に発生した「能登半島地震」により、例えばビル倒壊につながりかねない「軟弱地盤」の存在 (NHK スペシャル MEGAQUAKE、2024 年 9 月 1 日放映) など、都市型災害の新たなリスクも明らかになりつつあります。

南海トラフ地震の発生確率 (30 年以内に「70~80%」の確率) については、新聞記者が水増しではないか、との疑問も出されています (「南海トラフ地震の真実」小沢 慧一著、東京新聞刊)、発生可能性があり、かつ過去にも東海・南海、東南海地震が何度か起きており、実際に発生した場合の影響が甚大、という点では備えは怠れません。

いずれにしても、活断層の存在を含め、かねて指摘されてきた日本列島の地震発生頻度が高い、という特性は変わらないところへ、地球温暖化に伴う海流や気流の変化が、台風とそれがきっかけとなる気象現象の激化を引き起こす状況はこの先も変わらないでしょう。

さて今回は、身近な地元話題から、業務継続とリスクシナリオに基づく対処を提言した件を紹介します。

自分の住む基礎自治体は、1969年に建築され1975年に耐震安全性に疑問あり、とされたもっとも古い市役所本庁舎の建替について、市民フォーラムやアンケート、有識者意見の聴取などを踏まえた基本構想の策定を2023年2月に終え、その後「基本計画の策定指針」を同年5月に、その後基本計画の策定委員会と下部組織からなる様々な階層で、期間をかけて、漸く「基本計画（素案）」のパブリックコメントを実施しました。現在はこれに対する対処方針を検討中と思われます。

市民フォーラム（説明会）を3か所で三回に分けて実施予定でしたが、最も大きい会場で市民の関心の高い「防災」有識者のレクチャーを絡めた最終回が、台風10号による前日の避難指示の煽りからです。しつこく要請して、後日動画配信していただけることになりましたが、「基本計画（素案）」についてのパブリックコメントの期限（9月4日）に間に合わず、仕方がないので既存知識を活用して、「10の提言」にまとめて提出しました。

（注）基礎自治体役所本庁舎建替基本計画素案のパブリックコメントを募集しました（終了） | 基礎自治体公式HP <https://www.city.tama.lg.jp/shisei/keikaku/tatekae/arikata/1012264/1015806.html>

自分がパブコメとして提出した提言事項は多岐にわたるものですが、最も重視したのは、新庁舎での業務が安定軌道に乗るまでの市役所本庁舎建替（以下、市庁舎建替）プロジェクトを、市役所職員はもとより市議会議員や市民など、すべてのステークホルダー（利害関係者）が常に自分事として考え続けるよう配慮することです。

このために基本計画の策定に当たっては、プロジェクト実現の過程で想定されるさまざまなリスクを、市役所内のすべての部署で洗い出し、リスクの性質にもよりますが、管理部署を定め、リスクの顕現化に備えることを求めました。

こうすることで、建替プロジェクトの完了まで、組織的にリスクを管理し、マネジメント層が自部署の所管するリスクを認識することで、市役所内のどの部署への配属でも市庁舎建替が自分事になりますし、あるいは人事異動があっても、配属先のリスクは何か、考えてもらえるのでは、と期待したわけです。

もう1点重視したのは、継続的な情報提供、広報の継続です。

まずは建替に関する情報を、市役所や図書館などで常に関覧できるようにし、新しい市民を含め、市庁舎建替が日常的な関心事項として埋もれてしまわないように配慮を求めました。

これは、この基礎自治体が、かねて自分も強い関心を寄せていた中央図書館を2023年7月に向け新築するプロセスにおいて、基本計画までは市民の意向を聴きとる努力が丹念になされたのに、その後は委託した事業者任せで、最終段階になって「こんな中央図書館ができる（あるいはこんな中央館になってしまうんだ）」とビックリ箱になってしまった教訓も踏まえ、その轍を踏まないよう先回りして要望しています。

また、建替えスケジュール（線表）の各段階・プロセス、つまり基本計画をもとにした基本設計、実施設計などの各段階において、作業の進捗を市の広報その他を活用して知らせていくことも大切です。市職員・市議会議員はもちろん、市民や駅頭などで広報を目にする通勤者、来訪者にも、関心を持ち続けてもらう工夫を求めました。

こうしたある意味で「しつこい広報」を求めるのは、2024年4月から5月に市議会が市民向けに開いた「議会報告会・意見交換会」の際は、議会が設けた本庁舎建替基本計画特別委員会から、事業費は123億円（2023年2月策定の「基本構想」をベースに算出していたもの）、との説明があったのに、今回示されたのは174億円と数カ月のうちに、対外的に公表する想定事業費が1.4倍に膨れ上がっていたからです。工期についても、基本構想時の2029年度末から、今回の基本計画（素案）では2033年度末、とすでに4年間延伸されています。

理由として示された建設単価や経費の高騰、あるいは建設業も対象となった労働基準法の上限規制について、2024年3月での猶予期間切れや建設の担い手不足など、やむを得ない事情が列挙されていますが、おそらく今後も市庁舎建替えにかかる環境は厳しくなる一方でしょう。プロジェクト管理上、相当な留意が必要な段階です。

というのも、既にみたこの夏の猛暑やゲリラ豪雨のように、建設工事の進捗を妨げる事情はいくつでも数え上げられるからです。要するに、コスト面のほか、労働力の確保、建設残土の処理など、競合する他の建設事業と、限られたリソースの取り合い、奪い合いの深刻化が容易に予想される状況です。

そして何より、市庁舎建替は市の財政に大きな影響を及ぼします。幸い現在のこの基礎自治体は、地方交付税交付金の不交付団体で、財政面に多少のゆとりはありますが、他の自治体と同様、少子高齢化に伴う税収の伸び悩み、医療や社会保障関連費用の増加、など、財政を圧迫する要因は現状も先行きも多々あります。

この基礎自治体では職員採用も、市長自ら「各方面に最優先で採用プロモーションに出かけないといけない」（会合での市長挨拶）ほど、予定の人数を確保できず、欠員が生じている、ともされています。担い手不足は、新市庁舎建設業務に直接従事する部署だけでなく、回り回って全般的な業務の停滞を招き、古い庁舎から新しい庁舎へ移れる、という夢が、「悪夢」のように感じられる懸念もナシとしません。

こうした不足気味の職員体制は、市民サービスの停滞やサービスレベルの低下を招くかもしれません。市の職員にも働き方改革が求められていて、そうでないと人材は確保できないので、市民の側にもそうした事情を理解してもらうことは大切だと思います。

時間もコストも傍聴し、勤務条件や市民サービスも厳しくなるとすれば、ぐるりと回って、市庁舎建替が身近なものとしていずれ感じられるきっかけとなる副次的な効果もあるやもしれませんが、誰にとっても歓迎されないでしょう。

折しも他自治体と同様、この基礎自治体も公共施設マネジメントの観点から、足元では公民館やコミュニティ施設、児童館について、老朽化し回収時期が来た複合施設について、個別に計画の説明会や、市民対話により再編を進めようとしています。詳細は省きますが、市庁舎本庁舎の事業費の規模はこれらの再編費用とは桁外れに大きいだけに、少しの与件変化でもそのインパクトは多く、全体の公共施設マネジメントの行方を大きく左右しかねません。

市庁舎本庁舎の建設まで 10 年近くの期間に、この基礎自治体を巡る環境はまた大きな変化を遂げると思います。こうした変化はある種のストレステストでもあり、市庁舎本庁舎完成までのリスクシナリオの練り直しでもあります。

さらにはすでに述べた建設に伴うヒト・モノ・カネなどの資源確保難に加え、地震や気候変動など基礎自治体の事業継続対応が必要な不測の事態発生も待たなしの対応を迫るでしょう。

耐震強度の不足が認識された 1995 年から来年で 30 年、庁舎のあり方検討委員会の立ち上げと報告書が公表された 2016 年から 8 年がそれぞれ経過し、新庁舎建設、リニューアルのハードルはますます高まっています。2033 年の庁舎完成と移転終了までの 10 年、それまでの行政サービスの持続性と市民生活の安全安心の確保のためには、市庁舎建替プロジェクトのリスクを適切に管理し、すべてのステークホルダーが自分事として関心を持ち、必要な参画をすることが不可欠だと考えます。

身近な話題の中にも業務継続やプロジェクト管理上のリスクシナリオの大切さを感じたので、今回あえて取り上げさせていただきました。何かお気づきの点があれば、ぜひご教示をお願い致します。



【コラム】システム監査のための会計・法律・数学・理科・教育課程再入門(10)

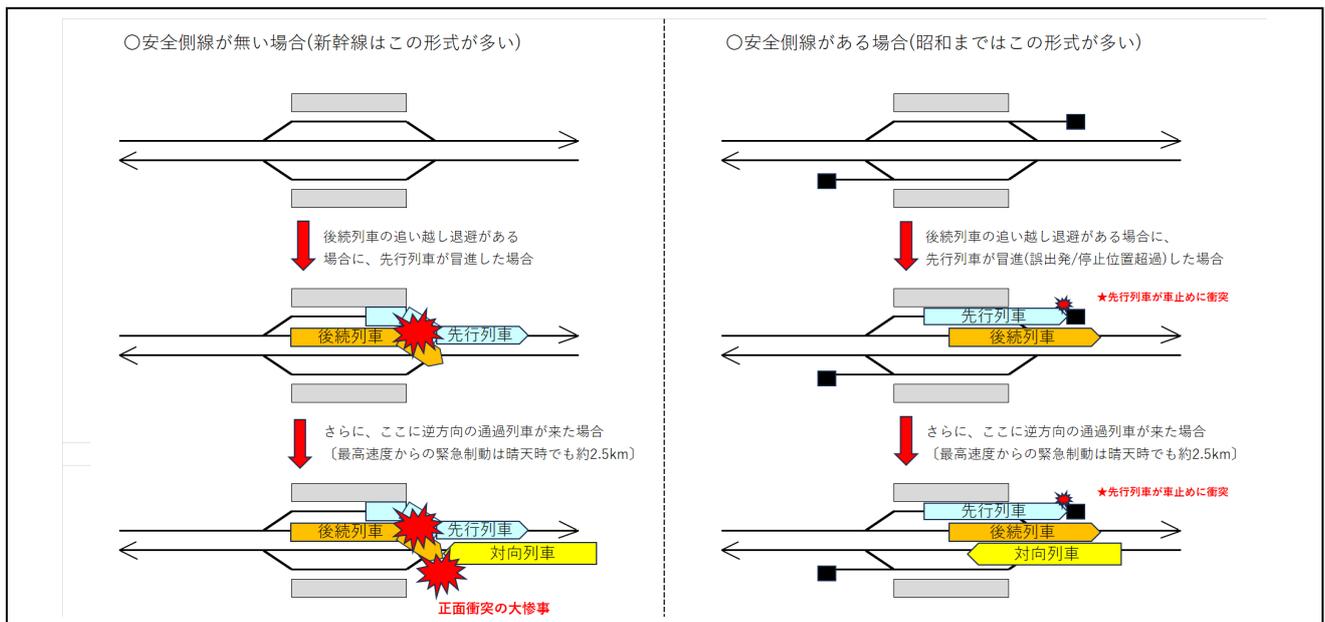
会員番号 1644 田淵隆明 (近畿支部 システム監査法制化推進プロジェクト)

§1. JR 貨物でのデータ改竄事件と東北新幹線の小山駅過走事故と TGV 【システム監査の専門家の出番】

現在、某民放で「白い巨塔」(2003年)の再放送が行われている。そこでは大学病院教授の誤診を隠蔽するためのカルテの改竄が行われていた。これはあくまでもドラマのフィクションではあるが、今年も、複数の大手自動車メーカーでのデータの改竄が発覚し、大規模な出荷停止・型式証明の取消などの事態が発生した。まことに遺憾なことである。このような品質管理の不正は、大規模な経済的損失を招くばかりか、行政による罰則を受けるだけでなく、時には大事故の発生に繋がることもある。

2024年9月11日の報道によると、JR貨物で機関車4両・貨車560両の組立作業におけるデータの改竄が発覚した(更に貨車300両のデータ改竄が発覚)。JR貨物は全貨物列車の運行を停止して全車両の検査を行った(→文献[9,10])。これは、7月24日の山陽本線の新山口駅構内での貨物列車を牽引する**機関車 E210型の車軸が折れた**ことによる脱線事故の調査の過程で発覚したものである(→文献[11,12])。死傷者が無かったことは不幸中の幸いであるが、高速運転中に同様の事態が発生すれば、大惨事になっていたと考えられる。なお、**JR貨物が全貨物列車の運行を停止して全車両の検査を実施したことは非常に賢明**であった。

4月号では、3月6日に発生した東北新幹線の小山駅の「やまびこ」号の過走事故について取り上げた。これが運転密度の高い東海道新幹線で発生していれば、大惨事になっていた可能性がある。



この件について、過度にIT技術(CTC)に頼るのはリスクが高く、IT装置の不具合や今回のような気象条件の悪影響も考慮し、車止めに**油圧ポンプ式のバッファーを設置した安全側線を整備し、対抗列車との正面衝突だけは回避する仕組みは必要**と考えられる(できれば、常磐線の三河島事故(1962年)の教訓を考えると、車止に激突後に右側に傾斜/転覆しないように、分離壁も設けるべきである)。特に、**本線同士の合流点に通過列車の設定のある駅は要注意**である。上越新幹線の高崎駅、越後湯沢駅、東北新幹線の福島駅の上り線の東京側は特に優先度が高いと思われると述べた。

この件について、読者の方から、フランス国鉄の誇るTGV(Train à Grande Vitesse)では安全側線はあるのか?というお問い合わせを頂いた。TGVは安全側線が整備されているのである[→文献13]。

進行方向(マルセイユ方面)⇒1:03:57安全側線、1:28:43 安全側線兼車庫線

逆方向(リヨン方面) ⇒1:01:59安全側線兼車庫線1:27:08安全側線

※1.TGV は 2007 年に 574.8km/h を記録しており、フランスはリニア・モーターの開発を中止した。
※2.関東の某大手私鉄は新たな特急車両の開発を発表したが、2023 年に廃止された同社の特急車両の誇る「[接続台車 + 車体傾斜装置 + 自動操舵台車](#)」の技術は次世代新幹線のプロトタイプとも言えるものである。国策として補助するべきである(ホームドアの開閉箇所が可変なタイプも普及しつつあるので、車両長の差は問題なし)。既に、イタリアの AGV やドイツの ICE-L では営業運転を開始している。特に後者はフリーゲージ・トレインでもある(→文献 14,15)。この技術は我が国の高速鉄道車両の国際競争力の生命線と言える。

§2.数学のカリキュラムの改善

これまで度々取り上げてきたが、数学と化学のカリキュラムは急速に改善されつつある。しかし、整数論・群論に代表される「代数学」は抽象的論法に偏し、発想を示さない「天下りの表現」が多く、多くの高校生・大学生を躓かせている。

例えば、ガロア理論については、文献[7]が非常に参考になる。詳細は次号以降で取り上げる。

§3.新リース会計基準 **【システム監査の専門家の出番】**

2024 年 9 月 13 日、ASBJ(企業会計基準委員会)は、企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」・同適用指針第 33 号「リースに関する会計基準の適用指針」を公表した。これらは 2027 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から強制適用(2025 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から早期適用可能)である。

金額面では、従来、「フルペイアウト」の条件を満たさないことから資産計上されなかったリース契約の「土地」を資産計上させたことは評価できるが、趣旨を没却する例外規定が残ってしまったため、「骨抜き」であることは否めず、大変遺憾である。特に、「消費税の軽減税率の拡充」(税率の 8%→5%引き下げ、対象物品の医薬品・医薬部外品等の拡張)が検討される中、地方財政の観点から固定資産税の捕捉率向上は喫緊の課題であるだけに、非常に遺憾である。詳細は次号以降で取り上げる。

○例外規定 1：適用指針第 33 号の第 22 項：

リース契約の総額が 300 万円以下場合は、従来通り、賃貸借処理(オフ・バランス処理)が認容される。
⇒コピー複合機、中型のサーバ・コンピュータ、社用車、医療機器などの大半が、資産計上を免れるため、実務上は賃貸借処理となる。この場合は固定資産台帳に記載されない。

○例外規定 2：適用指針第 33 号の第 20 項：

リース期間の定義が、「契約期間」から「契約期間+解約オプション+延長オプション」になったものの、リース期間が 1 年以内ならば、従来通り、賃貸借処理(オフ・バランス処理)が認容される。
⇒航空機や大型船舶(貨物船・タンカー・大型客船)なども、リース期間を 1 年以内にすれば、高額であっても資産計上を免れるため、実務上は賃貸借処理となる。この場合も固定資産台帳に記載されない。

§4.IFRS18 の詳細 **【システム監査の専門家の出番】**

IFRS18「財務諸表における表示及び開示」が公表され、日本語への訳語も定まってきたようなので、再度取り上げることとする。2024 年 4 月 9 日、IASB(国際会計基準委員会)は IFRS18「財務諸表における表示及び開示」を公表した。これは PL の書式の統一、及び、CF の書式の変更を定めるものである。IFRS18 は 2027 年 1 月 1 日以降に開始する年度から強制適用となり、日本基準(JGAAP)にも影響すると考えられる。

[1]CF(キャッシュフロー計算書)の書式の統一及び変更点

CF の重要な変更点は以下の 2 点である。

- (1) 間接法の「営業活動によるキャッシュフローの出発点」が「**営業利益**」に変更になる。
- (2) 従前は、「受取利息」と「受取配当金」と「支払利息」については、現在、以下の2通りの方法が許容されていたが、金融業や保険業などIFRS18で定める「特定の主要な事業活動を有する企業」を除き、**第2法に統一**される。

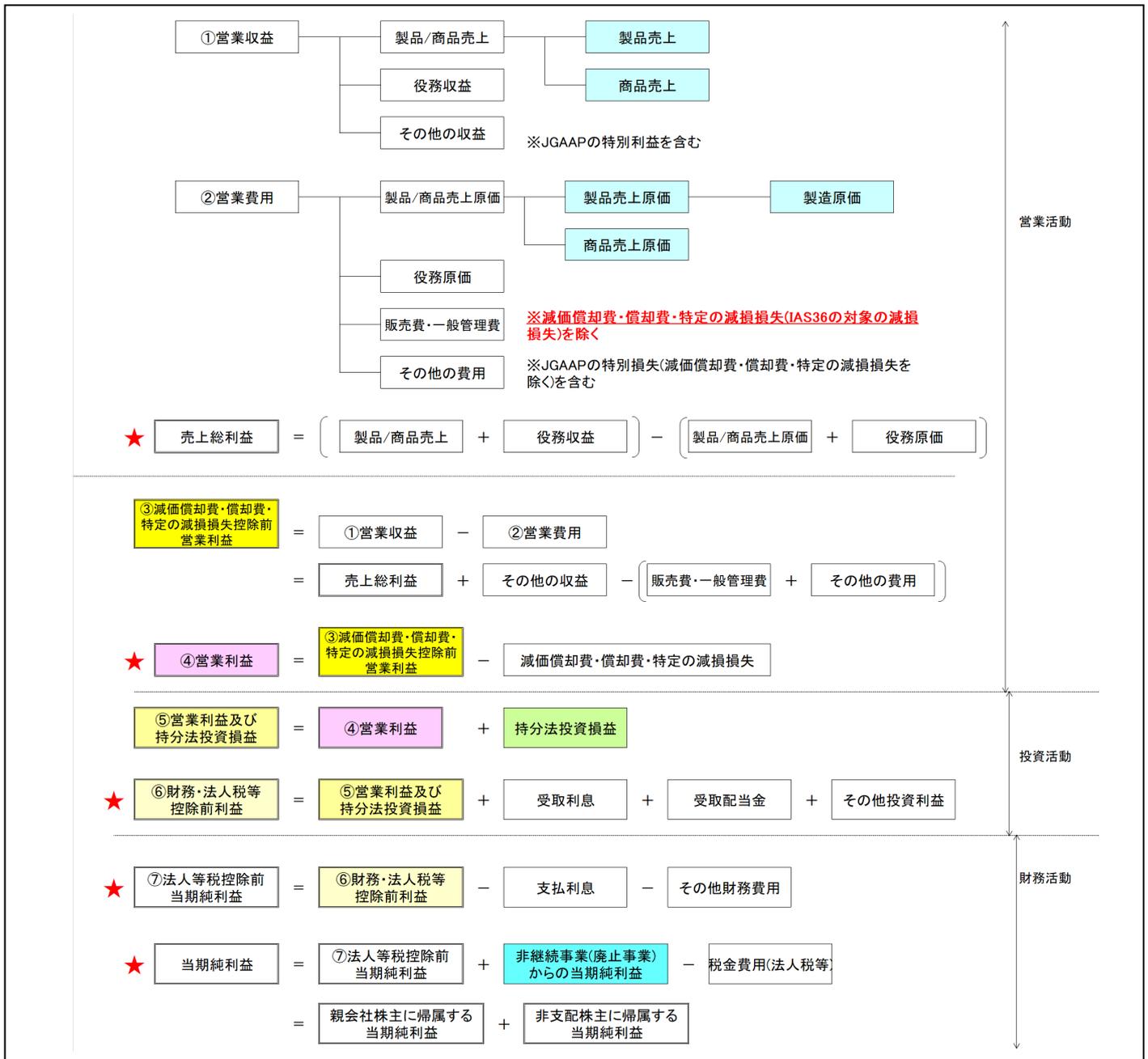
第1法：全て営業活動に表示する。

第2法：受取利息と受取配当金は投資活動、支払利息は財務活動に表示する。

[2]PLの書式の変更点

【訂正】6月号で、IFRSの新しい「営業利益」はEBITDAに近いと記載したが、正確には「減価償却費・償却費・特定の減損損失前控除営業利益」である。これは必須項目ではなく、IFRSの「営業利益」は従来のままであるが、経営者が独自に定義した業績指標ではなく、段階利益として使用することが認められている。

IFRS18のPLの書式の最大の特徴は、**CF計算書のように「営業活動」・「投資活動」・「財務活動」に分割**することである。なお、★は必須項目の「段階利益」項目である。



※1. 「特定の減損損失」とは、IAS38 の対象となる減損損失である。従って、次の通り。

○対象となるもの……有形固定資産、無形資産、投資不動産(原価モデル)、関連会社株式

○対象とならないもの…棚卸資産、繰延税金資産、投資不動産(公正価値モデル)、金融商品

出典 : <https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmg/pdf/2016/05/jp-impairment-20141119.pdf>

※2. ③の「減価償却費・償却費・特定の減損損失前控除営業利益」は EBITDA(earnings before interest, tax, depreciation, and amortization = 利払い前・税引き前・減価償却前・償却前利益)に近いが、同義ではない。

★EBITDA はいくつかの流儀があるため、IFRS18 では MPMs(経営者が定める独自の業績指標)の 1 つとされ、使用する場合は明確な定義が必要となる。

★EBITDA は多くの機関投資家に使われている業績指標である。また、我が国においても 2010 年度の会計基準改正による「マネジメント・アプローチによるセグメント情報」(有価証券報告書でも開示義務あり)の導入により、「セグメント利益」の定義において、従来の「営業利益」に代替して用いられることが、急速に増加しつつある。

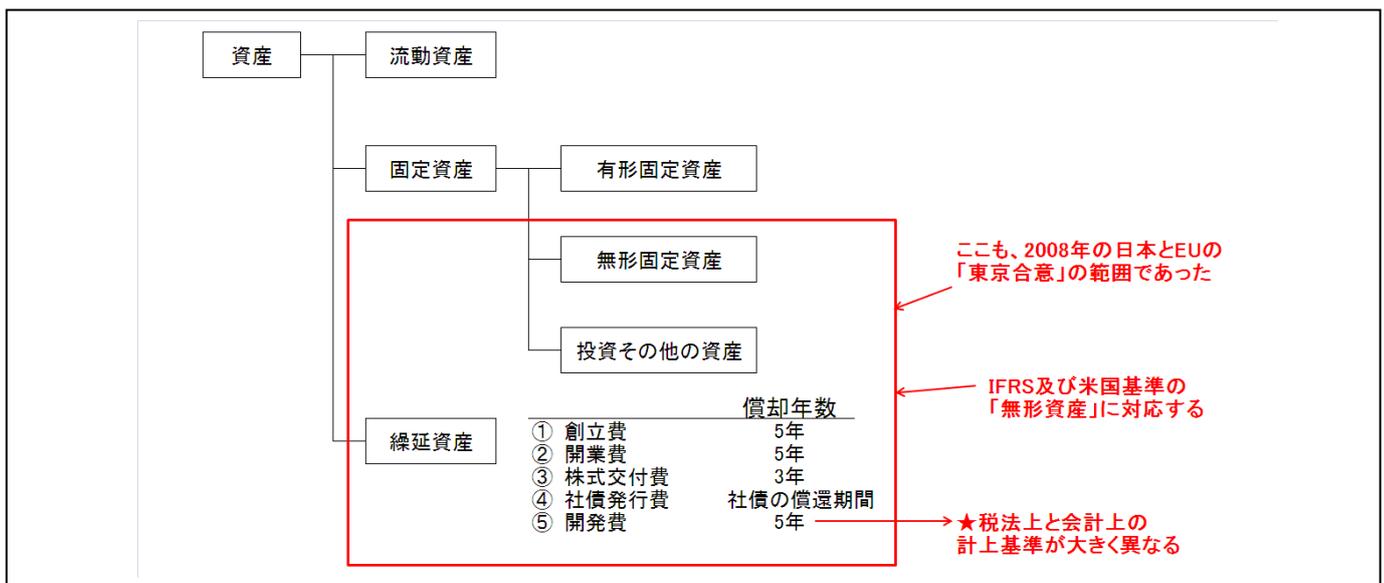
★天災やテロ等が無い場合は、「減価償却費・償却費・特定の減損損失前控除営業利益」と EBITDA は非常に近くなる。そのため、**IFRS18 の「減価償却費・償却費・特定の減損損失前控除営業利益」は、全世界規模の企業の評価における Defacto-Standard として定着する**と考えられる。

§4.ASBJ(企業会計基準委員会)の最新の動向 ~ 実に 18 年を要した改正

2024 年 8 月 21 日付で、ASBJ は実務対応報告第 19 号に代わる「繰延資産に関する会計基準」を策定することを発表した。大変、喜ばしいことである。このことは、**2008 年の東京宣言から 16 年後の履行**でもある。

出典 : 「現在開発中の会計基準に関する今後の計画」(→文献[16-18])

https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/2024_0821.pdf



2. 開発中の指針 (実務上の取扱いを含む。)

(3)繰延資産に係る会計上の取扱い

(主な内容) **2024年7月に企業会計基準諮問会議から提言**を受け、繰延資産に係る会計上の取扱いについて、今後、検討することを予定している。

(検討状況及び今後の計画) 今後、他のプロジェクトの状況やリソースの状況を踏まえて、検討を開始することを予定している。

⇒企業会計基準第23号の改訂となるのか、新たな企業会計基準適用指針を策定するのも現時点では不明であるが、実務対応報告第19号は廃止されることになると思われる。

§5.関連する法令及び会計基準

[1]研究開発費の一律費用処理の根拠となった法令及び会計基準(→文献 {1-8})

筆者が以前から指摘している「**研究開発費の一律費用処理**」問題のポイントは、**製造業や製薬業の R&D 費用を繰延資産に規定された「開発費(5年以内に償却)」**(2006年以前は「試験研究費(3年以内に償却)」)に計上することを禁じたことである。これについては、法律でも政令でも省令でもなく、ASBJが策定した中でも**最下層の実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」が元凶**である。つまり、大半の国会議員やマスコミの目に触れることは殆ど無かった(→詳細は文献[1]の2024/10/7以降版)。

製造業における新製品開発、製薬業における新薬の開発など、本業に関する研究開発に掛かった支出については、繰延資産の「開発費」に計上することは事実上不可能となった。その結果、製造業・製薬業などは「研究開発をすればするほど赤字になる」という深刻なジレンマを抱えることとなった。**しかも、研究所の建物・機械・他社の特許使用料等は、税法上は損金(必要経費)とはならない。**

このことは、IFRSへのConvergenceの逆行であるのみならず、§1.2で述べたように、**研究開発費が罰金・課徴金・接待交際費並みの扱い**を受け、**製造業にとっての生命線である筈の「研究開発部門」が「コスト・センター」に転落**したことを意味する。その結果、企業経営者はR&D部門の合理化・効率化を株主から求められるようになり、それを経営指針に加える経営者が続出した。その結果、機械や半導体や製薬を始めとする全産業分野において、**研究開発部門の縮小・リストラが横行**し、我が国の一流企業の研究所から我が国の産業を支える“虎の子の人材”が、大量に海外に流出することになるという前代未聞の事態に至った。

現在でも、東証など証券取引所の多くにおいて、2期連続で債務超過の場合は上場廃止となる為、製造業・製薬業にとって新製品・新薬の開発投資の足枷となった。また、現在も、上場審査を控えたベンチャー企業においては、IFRSの使用が禁じられているため、上場前3期の研究開発投資の障害となっている。

更に、この実務対応報告第19号が強制適用となった2006年当時は、前年(2005年)に制定された「金融検査マニュアル」(2010年3月限りで廃止)があり、その厳格運用に伴う、赤字の製造業に対する金融機関の「貸し渋り」・「貸し剥がし」が横行したため、**製造業・製薬業は研究開発投資において、大きな足枷をはめられることとなった。**

本件に関する法令及び諸会計基準は以下の通りである。以下において、基準①～⑨と略記する。

- [1] 法律 …… なし
- [2] 政令 …… なし
- [3] 内閣府令(金融庁所管)……①「財務諸表等規則」、②「連結財務諸表規則」
- [4] 法務省令 ……③「会社計算規則」
- [5] ASBJ所管の基準
 - (1) 企業会計基準
 - ④第23号(被合併会社について、⑨の適用範囲からの除外を定めた)
 - (2) 企業会計基準適用指針……なし

〔3〕実務対応報告

⑤ **第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」 ←元凶**

⑥ 第 19 号の補足資料としての解説書

【6】日本公認会計士協会が策定し、2024 年 7 月 1 日に ASBJ に移管された基準

⑦ 会計制度委員会報告第 12 号(現移管指針第 8 号)「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針」 ←元凶

※ここに、「研究」及び「開発」の定義が規定されており、「研究・開発の典型例」が 9 個挙げられている。

⑧ 「研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する Q&A」(現移管指針第 11 号) ←元凶

【7】1998 年以前に、旧大蔵省の企業会計審議会が策定した基準

⑨ 研究開発費に係る会計基準(2001 年に ASBJ に移管。【5】の〔1〕と同等の効力)

[2]研究開発費の一律費用処理の元凶となった論法

本来、実務対応報告が、時限措置・経過措置・特殊論点を趣旨としているにも関わらず、⑤が異様に突出していることについては、2024 年 8 月号で説明した。条文の精査の結果、**「研究開発費の一律費用処理」は下記に示すように、極端で非科学的な保守主義の暴走**でもあった。基準⑧の Q&A から例を示す。

Q1：研究開発費の会計処理及び表示について留意すべき事項は何ですか。

(1) 研究開発費の会計処理について

研究開発費は、発生時には将来の収益を獲得できるか否か不明であり、また、研究開発計画が進行し、将来の収益の獲得期待が高まったとしても、**依然としてその獲得が確実とはいえないことから、資産に計上することなく発生時の費用として処理**します。

発生時に費用として処理する方法には、一般管理費として処理する方法と当期製造費用として処理する方法がありますが、研究開発費は、新製品の計画・設計又は既存製品の著しい改良等のために発生する費用であり、一般的には原価性がないと考えられるため、通常、一般管理費として計上することとなります。

なお、ソフトウェアの制作過程において発生する研究開発活動に係る費用についても研究開発費として会計処理を行うこととなります。

(2) 研究開発費の表示について

「研究開発費等に係る会計基準」では、「一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、財務諸表に注記しなければならない。」とされており、研究開発の規模について企業間の比較可能性を確保するために、当期に発生した研究開発費として、一般管理費及び当期製造費用に計上した額を総額で注記することが求められています。

また、研究開発費は、**当期製造費用として処理されたものを除き**、一般管理費として当該科目名称を付して記載することとなります。

なお、研究開発費には、人件費、原材料費、固定資産の減価償却費及び間接費の配賦額等、研究開発のために費消された全ての原価が含まれることに留意することが必要です。

★ここで注目すべきことは、「研究開発計画が進行し、将来の収益の獲得期待が高まったとしても、**依然としてその獲得が確実とはいえないことから、資産に計上することなく発生時の費用として処理**」という論法である。**IFRS ではこのような場合、蓋然性(確率)で判断する。**このことは、「訴訟引当金」などの見積もりについても同様の考え方が行われている。

筆者は、明らかに失敗であることが明白である研究開発費の資産計上は不要であり、費用処理することは妥当であるが、一律に無駄になったと考えることは極めて不合理である。近年、スーパー・コンピュータの発達により、シミュレーションも発達しており、研究開発の結果の予測精度も向上しており、「**将来の収益の獲得の蓋然性が 100%でないので一律費用処理**」というは極めて不合理であり、かつ、非科学的である。

これは、**大学入試の数学(記述式)の採点で、部分点を与えない一部の大学の考え方と酷似**している。

★また、新製品の開発の陰には、失敗時のデータの蓄積があるのであり、このような論法で、製造業・製薬業に甚大なダメージを与える規定が策定されたことは極めて遺憾である。

[3]法令改正・会計基準改正の方向性

この問題の解決には、以下の三通りが考えられる。

- ① IFRS にコンバージェンスして「無形固定資産」または「投資その他の資産」に資産計上を認める方法。
前者は研究開発で得られた発見やデータや試作品等を「特許権」・「実用新案権」の前段階と考える立場、
後者は投資と考える立場。いずれの場合でも IFRS へのコンバージェンスとなる。
- ② 繰延資産に計上を認める方法 → 企業会計基準第 13 号の拡張であり、比較的ハードルは低い。
- ③ 個別財務諸表及び非上場企業にも IFRS の使用を解禁すること(財務諸表等規則第 1 条の 2、金融商品取引法第 24 条)の改正

※以上述べたことは筆者の私見であり、いかなる団体をも代表するものではありません。また、法令の適用・会計基準の適用、及び、医学的所見については、必ず、御自身で顧問会計士、弁護士、司法書士、医師・薬剤師、その他の専門家の方々への御確認・照会をお願いします。

<参考文献>

- [1] 「田淵隆明が語る、医療機関の損税問題とその"処方箋": ~消費税導入以来の制度上の盲点~
~国民の大半の理解を得られる処方箋は何か?」(最新版 2024/10/14 出版予定)
- [2] 「「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考」(最新版 2024/09/23)
- [3] 「「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅱ)」(最新版 2024/09/16)
- [4] 「「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅲ)」(2024/09/16)
- [5] 「「軽減税率」田淵隆明が語る、数学・理科カリキュラム再考(Ⅳ)」(近刊)
- [6] 博士号取得者の就職支援へ 政府、企業向け手引作成
<https://news.yahoo.co.jp/articles/c34d4503bd421a2361ecbad828c78671a85f3d1c>
- [7] 正五胞体を用いたガロア論の証明(鈴木智秀氏)<https://tomo0912.base.shop/blog/2024/08/08/153552>
- [8] <https://news.yahoo.co.jp/articles/4566e128ed8ab3692104b949401d10512516881b>
- [9] JR 貨物で 560 車両以上(機関車 4 両、貨車 560 両)の組み立て作業でデータ改ざん。国交省が 11 日にも各地の車両所に立ち入り調査へ
<https://news.yahoo.co.jp/articles/3592294d0064a35a3e2da73540f997a8f1a2484b>
- [10] 【速報】運行中の全貨物列車の運行停止 不正車両以外にも確認が必要 JR 貨物の不正検査問題
<https://news.yahoo.co.jp/pickup/6513375>
- [11] <https://www.youtube.com/watch?v=9p78c669sAM>
- [12] https://www.youtube.com/watch?v=ss_CseLqr5o
- [13] 4K TGV Cabride Lyon Part-Dieu à Marseille Saint-Charles en TGV R
<https://www.youtube.com/watch?v=TkBLWgSOV18>
- [14] Der ICE L | Alle Fakten zum neuen ICE <https://www.youtube.com/watch?v=bNPiqZPZ7Ho>
- [15] vysokorychlostní vlak AGV | Alstom https://www.youtube.com/watch?v=_8Wv2nyJXFQ
1:35 に注目 for Safety and Reliability, "Articulated Transset "
- [16] https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/gijiroku/kaikei/20230602.html 弥永委員の発言に注目
- [17] https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/gijiroku/soukai/20240327.html 金子委員の発言に注目
- [18] ASBJ プロジェクト一覧 https://www.asb-j.jp/jp/project/project_list.html

<目次>

第 290 回月例研究会：講演録**テーマ：「個人情報保護法の基本」**

会員番号 0655 荒牧裕一（近畿支部）

【講師】個人情報保護委員会 事務局**河村 龍磨（かわむら りゅうま）氏****【日時・場所】2024年9月9日（月）18:30 - 20:30、オンライン（Zoom ウェビナー）****【テーマ】「個人情報保護法の基本」****【要旨】**

個人情報保護法とは
個人情報保護法の改正経緯
個人情報取扱事業者が守るべきルール
漏えい等報告と安全管理措置
10のチェックポイント
個人情報保護委員会について 等についてご説明します。

【講演内容】**・ 個人情報保護法について**

- 個人情報保護法とは
- 個人情報保護法の体系イメージ
- 個人情報保護法の改正経緯
- 令和2年改正法と令和3年改正法
- 令和3年改正法の背景
- 令和3年改正法の全体像
- 令和3年改正法により期待される具体的な効果・メリットの例
- 個人情報保護委員会とは
- 個人情報保護委員会の活動状況-令和5年度-

・ 個人情報取扱事業者が守るべきルールについて

- 「個人情報」と「個人識別符号」
- 「要配慮個人情報」
- 「個人データ」「保有個人データ」とは
- 「個人情報取扱事業者」
- 民間部門における主な規律
- 事例：X市全市民46万人分の個人情報を保存したUSBメモリの紛失事案

- 漏えい等報告・本人通知
- 安全管理措置
- 個人情報保護 10 のチェックポイント

・ 個人情報保護委員会からの情報発信

- 個人情報保護委員会ホームページ
- X (旧ツイッター) @PPC_JPN
- 公式 YouTube チャンネル
- ホームページでの様々な情報提供
- ご相談窓口

・ 個人情報保護法の基本に係る事前質問

- 「匿名化」の用語が、「氏名等削除措置」に改定された理由等
- いわゆる3年ごと見直しについて

【所感】

個人情報保護法の体系、改正の沿革、守るべきルール、個人情報保護委員会の活動内容等について、体系的かつ丁寧に説明していただいた。個人情報保護法は、システム監査に携わる者にとっては必須の知識であり実務上も必要とされる場面が多いため、皆一通りの知識は有しているはずである。しかし、ここ数年の複数回の改正で用語の定義が変わったり新たな用語が追加されたりしたため、私を含め、最新の内容を熟知しているかどうか不安な者も多いと思われる。そんな者にとって、この講演は知識を更新する良い機会となった。

ただ、本年6月に個人情報保護委員会から公表された、いわゆる3年ごと見直しに係る検討中の内容については、PPCからの公表を待って確認するようにとのことだった。やむを得ないとはいえ、最新情報について可能な範囲で説明していただけるとありがたかった。



【北信越支部】2024年度新潟県例会/9月リモート例会報告

会員番号 0947 梶川 明美 (北信越支部)

以下のとおり北信越支部 2024年度新潟県例会/9月リモート例会を開催しました。

- ・日時：2024年9月14日(土) 現地参加者：8名、リモート参加者：4名
- ・会場：現地会場(生涯学習センター305号室(クロスパルにいがた))とリモート(Meet)のハイブリッド開催
- ・議題：
 - (1)研究報告/情報提供
 - ・「中堅製造業でのJ-SOX(IT統制)対応を振り返って」藤岡恭平様
 - ・「クラウドサービスの責任共有モデルに基づく安全管理措置について」宮本茂明様
 - (2)検討事項等
 - ・支部活動の現況確認と活性化に向けた課題
 - ・SAAJ中部支部のWG活動の取り組みへの連携について
 - ・中部3支部の合同研究会(2025年5月に実施)
 - ・支部合同研究会(2024年11月開催)「システム監査の活性化」に向けた発表内容について意見交換
 - ・当面の支部活動の日程などその他連絡事項

◇研究報告**中堅製造業でのJ-SOX(IT統制)対応を振り返って**

会員番号 2863 藤岡 恭平

【要旨】

今回は例会への参加が初めてでしたので、自己紹介を兼ねてシステムのオーナーシップ、ユーザ部門とIT部門との役割分担を中心にIT統制を見直した取り組みについて報告しました。

なお、システム監査技術者試験の受験、SAAJの入会はこの取り組みでの問題意識が背景となっています。

【報告内容】

- ・自己紹介
- ・対象企業のプロフィール
- ・IT統制に関する社内の体制
- ・IT化の歴史
- ・見直しのきっかけ
- ・IT統制の課題
- ・取り組み内容
- ・残された課題

【所感】

参加の会員のみなさまから、それぞれのお立場から IT 化やガバナンスに関するお考え、取り組まれたことなど活発にコメントをいただき、自分の経験をふりかえり、深めるよい機会となりました。

今後も SAAJ の支部、分科会の活動を通して経営に IT を活かすためのしくみづくりについて自分なりの考えを深めていきたいと考えています。

「クラウドサービスの責任共有モデルに基づく安全管理措置について」

会員番号 1281 宮本 茂明

【要旨】

クラウドサービスの責任共有モデルは、クラウドプロバイダーとクラウド利用者間でセキュリティ責任を分担する仕組みです。利用者は主にデータ管理、アクセス制御、アプリケーションセキュリティを担当し、組織的・技術的対策が必要です。バックアップや責任範囲の明確化も重要ですが、標準的な指針がないため課題となっています。適切な対策により、クラウドの利点を安全に活用できます。

【報告内容】

クラウドサービスが広く活用される中、セキュリティの重要性が高まっています。ここで重要なのが「責任共有モデル」という考え方です。これは、クラウドプロバイダーとクラウド利用者が協力してセキュリティを確保する仕組みです。

クラウドプロバイダーは主に物理的な設備やシステムの基盤部分を担当します。一方、クラウド利用者はデータの管理や保護、アプリケーションの開発とセキュリティ、アクセス管理などを担います。ただし、IaaS、PaaS、SaaS など、サービスの種類によって責任の範囲が変わるので注意が必要です。

利用者側の主な責任には、以下のようなものがあります。

- データの適切な管理とアクセス制御
- ID の管理と認証の仕組み作り
- アプリケーションのセキュリティ確保
- バックアップとデータ復旧の対策

安全管理措置として、組織的な対策と技術的な対策の両方が重要です。組織的対策には、セキュリティポリシーの策定・運用や、責任者の明確化、緊急時の対応計画作りなどがあります。技術的対策としては、多要素認証の導入、データの暗号化、セキュリティ監視とログ管理、脆弱性への対応などが挙げられます。

特に重要なのがバックアップです。データ損失のリスクに備え、事業継続性を確保するとともに、法的要件やコンプライアンスの観点からも必須です。クラウドならではのバックアップ方法として、クラウド専用のバックアップソリューション、地域をまたいだバックアップ、細かな時点でのデータ復元機能などがあります。

責任範囲を明確にすることも大切です。利用者とプロバイダーの役割分担を文書化し、定期的に見直すこ

とが求められます。特に以下の点について明確にしておく必要があります。

- システムの各層における責任の所在
- データ管理と保護の責任
- セキュリティ問題が起きた時の対応役割

ただし、現状では標準的な責任範囲の定義がなく、各社の公表情報もばらばらです。そのため、利用者が自社の基準を定め、各サービスの規約などから責任範囲を読み取る必要があります。これには多くの時間と労力がかかるため、業界全体で標準的な指針をもとに、各クラウドプロバイダーから指針に従った責任範囲が公表されることが望まれています。

【所感】

クラウドサービスを安全に活用するには、このような責任共有モデルを理解し、適切な対策を講じることが重要です。利用者とプロバイダーが協力してセキュリティを確保することで、クラウドの恩恵を最大限に享受できると考えます。業界全体で標準的な指針に従った責任範囲公表の必要性を強く認識しました。

【参考情報】

「クラウドサービス利用・提供における適切な設定のためのガイドライン」総務省（2022年10月）

「ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示指針（ASP・SaaS編）第3版」総務省（2022年10月）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01cyber01_02000001_00149.html

以上



注目情報 (2024.8~2024.9)**■ 【AISI・IPA】「AI セーフティに関する評価観点ガイドを公開」(2024/9/18)****AI セーフティ評価の観点や評価項目例、評価に関する手法の概要などを提示**

AI セーフティ・インスティテュート (AISI、所長：村上明子) は、AI システムの開発者や提供者が AI セーフティ評価を実施する際に参照できる基本的な考え方を提示するため、「AI セーフティに関する評価観点ガイド」を公開しました。AI システムの開発・提供管理者が本書を参照することで、AI セーフティ評価の要点を確認することができ、AI セーフティに配慮した AI システムの開発・提供を行うことができます。

[AI セーフティに関する評価観点ガイド](#)

<https://www.ipa.go.jp/pressrelease/2024/press20240918-2.html>

■ 【SAAJ】「システム監査・管理ガイドライン意見募集案件」(2024/9/16)

以下のガイドラインについての意見募集を開始しました。(期間：2024.09.16–10.15)

1. システム監査基準テーマ別ガイドライン

リスク・アプローチによる IT マネジメントを対象とした監査計画の策定方法に関するガイドライン
(案) 2024.09.16

○テーマ別ガイドラインは以下のフォームよりご意見をお願いします。

<https://gl.systemkansa.org/pubcomeT>



<目次>

【 協会主催イベント・セミナーのご案内 】

■ SAAJ 月例研究会（東京）		
第291回	日時	2024年10月21日(月) 18:30~20:30
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	「海外子会社におけるセキュリティ対応の現状と課題について」
	講師	あずさ監査法人 Digital Advisory 事業部長 公認システム監査人、公認情報セキュリティ主任監査人 山口達也（やまぐち たつや）氏
	講演骨子	昨今のサイバーセキュリティリスクは国内に留まらず、海外子会社等を端緒に最終的に本邦本社にまで侵入され被害が発生する等、日本企業であっても、グローバルな対応が求められる傾向にあります。 一方でそういった海外子会社におけるセキュリティ対応については、各国の制度・文化の違い等もあり簡単に本邦と同じレベルの対応は難しい現状もあると聞きます。本セミナーではそのような海外子会社で現在起きているセキュリティ対応上の課題をご紹介しますと共に、一部ではありますが、その対応例について解説します。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
お申込み	https://www.saa.or.jp/kenkyu/kenkyu/291.html	

■ SAAJ 月例研究会（東京）		
第292回	日時	2024年11月18日(月) 18:30~20:30
	場所	オンライン（Zoom ウェビナー）
	テーマ	災害としての太陽フレア対策、DX 化の脆弱性から文明を守るために
	講師	株式会社 電磁シールド研究所 代表取締役 石川裕也（いしかわゆうや）氏
	講演骨子	太陽フレアなどの最近の情報、電磁波による社会インフラへの影響について解説します。特に、通信インフラや電力網への影響と、それに対する他国の対策事例や日本の現状の対策について具体的な事例を交えながら紹介します。 デジタル化が進む現代社会において、アナログ手法を併用する重要性も取り上げ、総合的な危機管理体制の構築を考察します。
	参加費	SAAJ 会員 1,000 円 非会員 3,000 円
お申込み	https://www.saa.or.jp/kenkyu/kenkyu/292.html	

<目次>

協会からのお知らせ 【 2024 年度秋期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集 】

2024 年度秋期 公認システム監査人及びシステム監査人補の募集の〔公告〕が協会のホームページに掲載されています。資格取得を企図されている各位はご参照願います。〔公告〕の概略は下記の通りですが、申請書等の資料のダウンロードなども、ホームページからお願い致します。

(https://www.saj.or.jp/csa/csaboshu/csaboshu_autumn.html)

[補足]

システム監査技術者試験の合格者以外でも、従来から情報セキュリティその他の高度情報処理技術者試験合格者、中小企業診断士、公認会計士、技術士、ITC、CISA、ISMS/プライバシーマーク主任審査員などの各位も、「特別認定講習」を修了することでシステム監査人補の認定申請が出来ました。2017年からこれに加え、情報処理安全確保支援士、米国公認会計士、内部監査人、QMS主任審査員、公認情報セキュリティ監査人が、「特別認定講習」を修了することでシステム監査人補の認定申請が出来るようになりました。さらに2023年12月に特別認定制度を改定し、PMI (Project Management Institute) が認定するプロジェクトマネジメントの資格「PMP (Project Management Professional) 」を加えました。また、申請前直近6年間のシステム監査実務経験(実務経験みなし期間)が2年以上あれば、公認システム監査人の認定申請が出来ます。(<https://www.saj.or.jp/csa/csaboshu/620301CSAASAbosyuyoko.pdf>)

----- 記 -----

2024 年 8 月 1 日
認定特定非営利活動法人日本システム監査人協会
公認システム監査人認定委員会

**2024 年度秋期
公認システム監査人及びシステム監査人補の募集について**

〔公告〕

認定特定非営利活動法人日本システム監査人協会(以下、協会という)は、公認システム監査人認定制度(2002年2月25日制定)(以下、制度という)に基づき、「公認システム監査人(Certified Systems Auditor : CSA)」および「システム監査人補(Associate Systems Auditor : ASA)」を認定するため、2024年度秋期公認システム監査人およびシステム監査人補の募集を行います。募集の概要と申請書等の資料の入手方法は、以下のとおりです。

1. 認定資格

公認システム監査人およびシステム監査人補とする。

2. 申請条件

- (1) 認定申請者は、経済産業省が実施するシステム監査技術者(旧情報処理システム監査技術者)試験に合格していること。(制度2(5)特別認定制度に基づく特別認定講習の修了により、上記試験の合格者と同様に取り扱う者を含む)
- (2) 公認システム監査人の申請者は、申請前直近6年間のシステム監査実務経験(実務経験みなし期間)が2年以上あること。

3. 認定申請

(1) 申請書類（記入方法は、募集要項参照）

公認システム監査人およびシステム監査人補の申請書類は、次表のとおりとする。

申請書類	公認システム監査人	システム監査人補	記事
(1)認定申請書	○	○	様式 1
(2)監査実務経歴書	○	—	様式 2
(3)小論文	○	—	様式 3
(4)宣誓書	○	○	様式 4
(5)資格証明（写）	○	○	
(6)申請手数料振込書 （写）	○	○	
(7)面接試験	□	—	別途通知

(注 1) ○印の資料一式を申請書類として提出する。

(注 2) □印については、面接試験を実施する。

備考：公認システム監査人とシステム監査人補を同時申請する場合は、公認システム監査人用の申請書類を提出する。

(2) 面接試験

申請書類審査後、認定委員会が別途指定・通知する日時場所において、面接試験を受ける。

4. 募集期間

2024年8月1日（木）～2024年9月30日（月）（同日消印まで有効）

5. 認定申請手数料（消費税 10%を含む）

申請手数料	協会会員	非会員
(1) 公認システム監査人認定申請手数料 (注 1) システム監査人補と同時申請する場合も手数料は同じです。	22,000 円	33,000 円
(2) システム監査人補が申請する場合の公認システム監査人認定申請手数料	11,000 円	16,500 円
(3) システム監査人補認定申請手数料	11,000 円	16,500 円

6. 資料の入手方法

(https://www.saaj.or.jp/csa/csaboshu/csaboshu_autumn.html) から

【個人情報の取り扱いについて】 ⇒ 「同意する」 ボタンを押下

(1) 「公認システム監査人、システム監査人補 募集要項」

ダウンロード（PDF 形式）

(2) 申請書等様式一式

- ・認定申請書（様式 1）：Word 形式
- ・監査実務経歴書（様式 2）：Word 形式
- ・小論文（様式 3）：Word 形式
- ・宣誓書（様式 4）：Word 形式

(3) 公認システム監査人認定制度のダウンロード

・PDF 形式

(4) 「公認システム監査人制度」創設のお知らせ（2002 年 7 月 1 日）のダウンロード

・PDF 形式

(5) 特別認定講習に関する情報

（・特別認定講習機関認定については HP の当該 URL から参照）

以上
<目次>

【 新たに会員になられた方々へ 】

Welcome

新しく会員になられたみなさま、当協会はみなさまを熱烈歓迎しております。
協会の活用方法や各種活動に参加される方法などの一端をご案内します。

ご確認
ください

- ・ホームページでは協会活動全般をご案内 <https://www.systemkansa.org/>
- ・会員規程 https://www.saaj.or.jp/gaiyo/kaiin_kitei.pdf
- ・会員情報の変更方法 <https://www.saaj.or.jp/members/henkou.html>

特典

- ・セミナーやイベント等の会員割引や優遇 <https://www.saaj.or.jp/nyukai/index.html>
公認システム監査人制度における、会員割引制度など。

ぜひ
ご参加を

- ・各支部・各部会・各研究会等の活動。 <https://www.saaj.or.jp/shibu/index.html>
皆様の積極的なご参加をお待ちしております。門戸は広く、見学も大歓迎です。

ご意見
募集中

- ・皆様からのご意見などの投稿を募集。
ペンネームによる「めだか」や実名投稿には多くの方から投稿いただいております。
この会報の「会報編集部からのお知らせ」をご覧ください。

出版物

- ・「6か月で構築する個人情報保護マネジメントシステム」
- ・「失敗しないシステム開発のためのプロジェクト監査」
- ・「情報システム監査実践マニュアル」 などの協会出版物が会員割引価格で購入できます。
<https://www.saaj.or.jp/shuppan/index.html>

セミナー

- ・月例研究会など、セミナー等のお知らせ <https://www.saaj.or.jp/kenkyu/index.html>
月例研究会は毎月100名以上参加の活況です。過去履歴もご覧になれます。
<https://www.saaj.jp/04Kaiin/60SeminarRireki.html>

CSA
・
ASA

- ・公認システム監査人へのSTEP-UPを支援します。
「CSA：公認システム監査人」と「ASA：システム監査人補」で構成されています。
監査実務の習得支援や継続教育メニューも豊富です。
- ・CSAサイトで詳細確認ができます。 <https://www.saaj.or.jp/csa/index.html>

会報

- ・過去の会報を公開 <https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>
会報に対するご意見は、下記のお問合せページをご利用ください。

お問い
合わせ

- ・お問い合わせページをご利用ください。 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/index.html>
各サイトに連絡先がある場合はそちらでも問い合わせができます。

【 S A A J 協会行事一覧 】		赤字：前回から変更された予定	2024.9
	理事会・事務局・会計	認定委員会・部会・研究会	支部・特別催事
9月	12：理事会	9：第 290 回月例研究会 13：IT-BCP 事例セミナー 28-29：第 44 回システム監査実務セミナー 30：秋期 CSA・ASA 募集締切	
10月	10：理事会 13：情報処理技術者試験会場での入会案内チラシ配布	12-13：第 44 回システム監査実務セミナー 21：第 291 回月例研究会	13：秋期情報処理試験（システム監査技術者試験）、情報処理安全確保支援士試験 26：13:30 会員活動説明会
11月	11：予算申請提出依頼（11/27〆切） 支部会計報告依頼（1/8〆切） 14：理事会 18：2025 年度年会費請求書発送準備 27：本部・支部予算提出期限 27：会費未納者除名予告通知発送	18：第 292 回月例研究会 中旬：CSA・ASA 更新手続案内〔申請期間 1/1～1/31〕 中旬～下旬：秋期 CSA 面接	9：2024 年度支部合同研究会（大阪・天満橋にて開催）
12月	1：2025 年度年会費請求書発送 1：個人番号関係事務教育 12：理事会：2024 年度予算案承認 会費未納者除名承認 第 24 期総会(2/21)審議事項確認 13：総会資料提出依頼（1/7〆切） 13：総会開催予告掲示 20：2024 年度経費提出期限	上旬：CSA 面接結果通知 中旬：CSA/ASA 更新手続案内メール〔更新申請期間 1/1～1/31〕 16：第 293 回月例研究会 中旬：春期 CSA・ASA 募集案内〔申請期間 2/1～3/31〕 下旬：秋期 CSA 認定証発送	12：協会創立記念日
1月	7：総会資料提出期限 16:00 9：理事会：総会資料原案審議 29：2024 年度会計監査 31：償却資産税申告期限 31：総会申込受付開始（資料公表）	1-31：CSA・ASA 更新申請受付 20：第 294 回月例研究会	8：支部会計報告提出期限
2月	6：理事会：通常総会議案承認 28：2024 年度年会費納入期限 28：消費税申告期限	2/1-3/31：CSA・ASA 春期募集 下旬：CSA・ASA 更新認定証発送	21：13:30 第 24 期通常総会
前年度に実施した行事一覧			
3月	1：年会費未納者宛督促メール発信 14：理事会 28：法務局：活動報告書提出、 東京都：NPO 事業報告書提出	1-31：春期 CSA・ASA 書類審査 11：第 285 回月例研究会	
4月	11：理事会	初旬：春期 CSA・ASA 書類審査 中旬：春期 ASA 認定証発行 22：第 286 回月例研究会	21：春期情報処理技術者試験・ 情報処理安全確保支援士試験
5月	9：理事会	11-12：第 43 回システム監査実務セミナー（日帰り 4 日間コース前半） 8：第 287 回月例研究会 中旬・下旬土曜：春期 CSA 面接 25-26：第 43 回システム監査実務セミナー（日帰り 4 日間コース後半）	
6月	1：年会費未納者宛督促メール発信 11：理事会 19：年会費未納者督促状発送 22～：会費督促電話作業（役員） 28：支部会計報告依頼（〆切 7/10） 30：助成金配賦決定（支部別会員数）	上旬：春期 CSA 面接 12：第 288 回月例研究会 中旬：秋期 CSA・ASA 募集案内 中旬土曜：春期 CSA 面接 下旬：春期 CSA 面接結果通知 中旬～下旬：春期 CSA 認定証発送	3：認定 NPO 法人東京都認定日（初回：2015/6/3）
7月	11：理事会 12：支部助成金支給	8：第 289 回月例研究会 中旬：秋期 CSA・ASA 募集案内	14：支部会計報告〆切
8月	（理事会休会） 3：中間期会計監査	1：秋期 CSA・ASA 募集開始～9/30 1：第 42 回 CSA フォーラム	

<目次>

【 会報編集部からのお知らせ 】

1. 会報テーマについて
2. 会報バックナンバーについて
3. 会員の皆様からの投稿を募集しております

□ ■ 1. 会報テーマについて

2024年の会報年間テーマは、**「時代が求めるシステム監査」**です。

生成 AI などシステム監査が置かれた環境が音を立てて動いている時代に、システム監査やシステム監査人に求められているものは何か、そしてシステム監査人は求められている更にもその先を目指してどう立ち向かってゆけばよいか、という意味でこのテーマとしております。

会報テーマ以外の皆様任意のテーマももちろん大歓迎です。皆様のご意見を是非お寄せ下さい。

□ ■ 2. 会報のバックナンバーについて

協会設立からの会報第1号からのバックナンバーをダウンロードできます。

<https://www.saaj.jp/03Kaiho/0305kaihoIndex.html>

□ ■ 3. 会員の皆様からの投稿を募集しております。

募集記事は次の通りです。

■ 募集記事

1.	めだか	匿名（ペンネーム）による投稿 原則 1 ページ 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
2.	記名投稿	原則 4 ページ以内 下記より投稿フォームをダウンロードしてください。 https://www.saaj.jp/03Kaiho/670502KaihoTokoForm2.docx
3.	会報掲載論文 (投稿は会員限定)	現在「論文」の募集は行っておりません。

■ 投稿について 「会報投稿要項」

- ・ 投稿締切：15 日（発行日：25 日）
- ・ 投稿用フォーマット ※毎月メール配信を利用してください。
- ・ 投稿先：saajeditor@saaj.jp 宛メール添付ファイル
- ・ 投稿メールには、以下を記載してください。
 - ✓ 会員番号
 - ✓ 氏名
 - ✓ メールアドレス
 - ✓ 連絡が取れる電話番号
- ・ めだか、記名投稿には、会員のほか、非会員 CSA/ASA、および SAAJ 関連団体の会員の方も投稿できます。
 - ✓ 会員以外の方は、会員番号に代えて、CSA/ASA 番号、もしくは団体名を表記ください。

■ 注意事項

- ・ 原稿の主題は、[定款](#)に記載された協会活動の目的に沿った内容にして下さい。
- ・ 特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項の規定に反する内容（宗教の教義を広める、政治上の主義を推進・支持、又は反対する、公職にある者又は政党を推薦・支持、又は反対するなど）は、ご遠慮下さい。
- ・ 原稿の掲載、不掲載については会報部会が総合的に判断します。
- ・ なお会報部会より、表現の訂正を求め、見直しを依頼することがあります。また内容の趣旨を変えずに、字体やレイアウトなどの変更をさせていただくことがあります。

お問い合わせ先：saajeditor@saaj.jp

会員限定記事

【本部・理事会議事録】（会員サイトから閲覧ください。会員パスワードが必要です）

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

ログイン ID（8 桁）は、年会費請求書に記載しています。

=====

■発行：認定 NPO 法人 日本システム監査人協会 会報編集部

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2 丁目 16 番 7 号 本間ビル 201 号室

■ご質問は、下記のお問い合わせフォームよりお願いします。

【お問い合わせ】 <https://www.saaj.or.jp/toiawase/>

■会報は、会員宛の連絡事項を記載し登録メールアドレス宛に配信します。登録メールアドレス等を変更された場合は、会員サイトより訂正してください。

https://www.saaj.or.jp/members_site/KaiinStart

掲載記事の転載は自由ですが、内容は改変せず、出典を明記していただくようお願いします。

■□■ S A A J 会報担当

編集委員：竹原豊和、安部晃生、豊田諭、石山実、金田雅子、坂本誠、田村修、辻本要子、野嶽俊一、山口達也

編集支援：会長、各副会長、各支部長

投稿用アドレス： saajeditor ☆ saaj.jp （☆は投稿時には@に変換してください）